

御所市義務教育学校建設に関する基本設計及び実施設計業務

仕様書

令和8年4月

御 所 市

Ⅰ 概要

(1) 業務名

御所市義務教育学校建設に関する基本設計及び実施設計業務(以下「本業務」という。)

(2) 業務の目的

本業務は、御所市立小・中学校に係る新しい学校づくり基本計画(以下「基本計画」という。)に基づき、学校施設の基本設計・実施設計及び土木設計を合わせて実施するものである。

(3) 対象場所

- ・御所小学校敷地 御所市 610 番地 (18,985 m²)
- ・御所中学校敷地 御所市 665 番地の 1 (18,687 m²)

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年5月31日まで

(5) 関連する法令、条例等の遵守

本業務の実施にあたり、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

(6) 技術者の資格

以下の有資格者を配置すること。なお、各技術者の兼務は認めない。

| | |
|----------------|-----------------------------------|
| ①管理技術者 | 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士 |
| ②建築(総合)主任担当技術者 | 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士 |
| ③建築(構造)主任担当技術者 | 建築士法第 10 条の 3 第 1 項に規定する構造設計一級建築士 |
| ④電気設備主任担当技術者 | 建築士法第 10 条の 3 第 2 項に規定する設備設計一級建築士 |
| ⑤機械設備主任担当技術者 | 建築士法第 10 条の 3 第 2 項に規定する設備設計一級建築士 |
| ⑥土木担当技術者 | 技術士 建設部門または RCCM(都市計画及び地方計画) |
| ⑦照査技術者(建築) | 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士 |
| ⑧照査技術者(土木) | 技術士 総合技術監理部門(建設)もしくは建設部門 |

(7) 資料の貸与

受注者は、本業務の実施にあたり必要な資料について発注者へ貸与希望資料を記載した借用書を提出すること。なお、貸与された資料は、紛失しないよう管理を徹底し、業務完了後、速やかに返却すること。

(8) 施設計画条件

施設計画上の児童生徒数及び学級数、教職員関係者数、諸室規模、駐車・駐輪台数は以下の通りである。

〈2031 (R13) 年の学年別児童生徒数 (人) 推計値〉

| 学年 | 児童生徒数・学級数(人・数) | | 学年 | 児童生徒数・学級数(人・数) | |
|----|----------------|----|----|----------------|-----|
| 1年 | 児童数 | 88 | 6年 | 児童数 | 93 |
| | 学級数 | 3 | | 学級数 | 4 |
| 2年 | 児童数 | 65 | 7年 | 生徒数 | 127 |
| | 学級数 | 3 | | 学級数 | 4 |
| 3年 | 児童数 | 73 | 8年 | 生徒数 | 114 |
| | 学級数 | 3 | | 学級数 | 4 |
| 4年 | 児童数 | 94 | 9年 | 生徒数 | 111 |
| | 学級数 | 4 | | 学級数 | 4 |
| 5年 | 児童数 | 86 | 合計 | 児童・生徒数 | 851 |
| | 学級数 | 3 | | 学級数 | 32 |

■その他学級数

- ・ 特別支援学級は1学級最大8名とし、小学部は6学級、中学部は4学級の合計10学級(5教室)を想定します
- ・ 通級指導教室は小学部1教室、中学部1教室を想定します
- ・ 不登校児童対応の校内支援センターは1ルーム(小規模スペース)を想定します

〈教職員関係者数〉

| 職名 | 校長 | 副校長 | 教頭 | 教員 | 養護教諭 | 栄養教諭 | 事務職員 |
|-------|----|-----|----|----|------|------|------|
| 人数(人) | 1 | 1 | 2 | 42 | 2 | 1 | 2 |

※上記は常勤教職員数の想定である。非常勤職員、支援員、ALT等の外部職員(20人程度)の利用を想定し、職員室は一定数の非常勤職員が利用できる余裕を確保した計画とすること。

<諸室規模一覧>

| 諸室分類 | | 諸室内容(一例) | 延床面積 | 整備場所 |
|------|---------------------|--------------------------------|-------------------------|---------|
| 複合棟 | 普通教室等関係諸室 | 普通教室・特別支援教室等 | 約 14,900 m ² | 御所小学校敷地 |
| | 特別教室等 | 音楽室・理科室・美術室・技術室・家庭科室・メディアセンター等 | | |
| | 管理関係諸室等 | 職員室・事務室・保健室・会議室等 | | |
| | 生活・交流空間 | 多目的教室・大階段 | | |
| | 地域交流室 | 地域交流室 | | |
| | 共有空間 | 昇降口、廊下、階段、トイレ、EV 等 | | |
| | 給食調理室 | 調理室、事務室、会議室等 | 約 1,000 m ² | |
| | 屋内運動場 | 屋内運動場、器具庫、トイレ等 | 約 2,600 m ² | |
| | | 合計 | 約 18,500 m ² | |
| 管理棟 | 管理室・更衣室・部室・用具庫・トイレ等 | | 約 1,500 m ² | 御所中学校敷地 |

<必要駐車・駐輪台数>

| 対象 | 必要台数(台) | 整備場所 |
|---|---------|---------|
| 義務教育学校教職員用 校長・副校長、教頭、教員 養護教諭、事務職員、司書、校務員等 | - | 別敷地 |
| 給食調理職員用、保護者送迎用 | - | 別敷地 |
| 部活動指導員用・緊急車両用 | 15 | 御所中学校敷地 |
| 駐車スペース(緊急車両用・外来者用) | 5 | 御所小学校敷地 |
| 通学バスロータリー(駐車・停車スペース含む) | - | 別敷地 |
| 駐輪場 | 200 | 御所小学校敷地 |
| | 50 | 御所中学校敷地 |

(9) 建設工事の条件

令和12年12月 義務教育学校建設完了(令和13年4月 義務教育学校の供用開始)

令和15年 3月 現御所小・中学校解体後の屋外運動場等工事完了(令和15年4月 供用開始)

2 業務内容

(1) 業務実施計画書の作成

受注者は、着手前に設計業務実施計画書（業務目的、業務期間、業務実施体制、連絡、成果品一覧、業務スケジュール等を記載したもの）を発注者へ提出し、承諾を得なければならない。

(2) 設計業務の方針

- 1) 現地踏査を実施し、敷地条件を十分に理解したうえで、設計に着手すること。
- 2) 施設規模は、基本計画で示した想定面積規模を基に検討し発注者と協議のうえ確定すること。
- 3) 高度地区の高さ制限（15m）が適用されていることを踏まえ、当該制限内での建物高さの計画成立の可否について総合的に検証を行うこと。
- 4) 本市の歴史、風土、景観、地域の住環境に配慮した設計とすること。
- 5) 一級河川である葛城川沿いの敷地であることを踏まえ河川法、洪水・地震ハザードに留意して設計を行うこと。
- 6) 文部科学省が示す「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」や「教職員の働き方改革」を意識し、望ましいと考えられる提案を行い設計に反映すること。
- 7) 工事材料、設備、什器等の選定については建設工事等、全体のコスト縮減を意識するとともに、脱炭素、環境負荷の低減、建設副産物のリサイクルを踏まえつつ信頼性、安全性、経済性、LCMに考慮したものとする。
- 8) 外構計画は、児童生徒、学校関係者のアクセス、周辺住民等に配慮したものとする。
- 9) 御所小学校児童の教育活動を現校舎で継続しながらの工事となるため、安全面等に十分、注意した計画とすること。
- 10) 管理棟は、御所中学校敷地に配置し、指導員駐車場、駐輪場及び屋外運動施設と一体的に計画とする。
- 11) 文化財調査を実施するが、文化財に関する配慮において必要とされる協議が発生した場合、設計上の検討資料を作成すること。
- 12) 御所中学校敷地に学童施設を計画予定のため、調整を行うものとする。

(3) 基本設計業務

基本設計業務の内容は、下表に掲げる業務内容とする。

| 項目 | | 業務内容 |
|---------------------------------------|----------------------|--|
| (1) 設計条件等の整理 | ① 条件整理 | 発注者から提示される基本計画等に基づき、耐震性能や諸室機能、設備機能の水準など様々な要求その他の諸条件を設計条件として整理する。 |
| | ② 設計条件の変更等の場合の協議 | 発注者から提示される要求の内容に変更が生じた場合、又は内容に齟齬が生じた場合においては、発注者に説明を求め協議する。 |
| (2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ | ① 設計条件 | 基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。 |
| | ② 建築確認申請に係る関係機関との打合せ | 基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。 |
| (3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ | | 基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。 |
| (4) 基本設計方針の策定 | ① 総合検討 | 設計条件に基づき、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案し、設計業務実施計画書を作成する。 |
| | ② 基本設計方針の策定と発注者への説明 | 設計業務実施計画書に基づき、基本設計方針を策定し、発注者に対して説明する。 |
| (5) 基本設計図書の作成 | | 基本設計方針に基づき、発注者と協議のうえ、基本設計図書を作成する。 |
| (6) 概算工事費の積算 | | 基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を積算し、工事費概算書(年度割額含む)を作成する。 |
| (7) 基本設計内容の発注者への説明等 | | 基本設計実施中、発注者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、配置計画、設備計画等を協議する。また、基本設計図書の完了時、基本設計図書を発注者に提出し、設計意図説明書により基本設計内容の総合的な説明を行う。 |

(4) 実施設計業務

実施設計業務の内容は、下表に掲げる業務内容とする。

| 項目 | | 業務内容 |
|---------------------------------|----------------------|--|
| (1) 発注者の要求等の確認 | ① 発注者の要求等の確認 | 実施設計の実施中、発注者の要求等を再確認し、必要に応じて設計条件の修正を行う。 |
| | ② 設計条件の変更等の場合の協議 | 基本設計以降の状況等の変化によって、施設の機能、規模、予算等、基本的条件に大幅な変化が生じる場合、又は既に設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、発注者と協議する。 |
| (2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ | ① 法令上の諸条件の調査 | 建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。 |
| | ② 建築確認申請に係る関係機関との打合せ | 建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。 |
| (3) 実施設計方針の策定 | ① 総合検討 | 基本設計に基づき、意匠、構造、設備、外構計画等の各要素について検討し、必要に応じて設計業務実施計画書を修正する。 |
| | ② 実施設計のための基本事項の確定 | 基本設計段階以降に検討された事項のうち、発注者と協議して合意形成が必要であるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、基本事項を確定する。 |
| | ③ 実施設計方針の策定と発注者への説明 | 総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、発注者に対して文書にて説明する。 |
| (4) 実施設計図書の作成 | ① 実施設計図書の作成 | 実施設計方針に基づき、発注者と協議の上、技術的な検討、予算との整合を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその①仕様、②工事材料、③寸法、④細部の形状、⑤設備機器等の種別、⑥品質及び特に指定する必要のある施工に関する情報（工法等）を具体的に表記する。 |
| | ② 建築確認申請等図書の作成 | 所管の官公庁等との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。 |
| (5) 工事費の積算 | | 実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計書に基づく工事に通常要する費用を積算し、積算図書を作成する。また、概略工事工程表を作成し、年度毎の概算工事費を積算する。 |
| (6) 設計意図説明書の作成及び実施設計内容の発注者への説明等 | | 実施設計実施中、発注者に対して作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について協議する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を発注者に提出し、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。 |

(5) 土木基本(予備)設計業務

土木基本(予備)設計業務に要する業務の内容は、下表に掲げる内容とする。

| 業務内容 |
|---------------------------------|
| 道路中心線測量(路線測量、縦横断測量) |
| 敷地造成基本設計 |
| 擁壁基本設計 |
| 道路拡幅基本設計(道路付帯構造物、仮設構造物、用排水各種設計) |
| 配水ポンプ移設基本設計 |
| 概算工事費算出 |
| 概略工事工程表 |
| 基本設計図書の作成 |
| 基本設計説明書 |

(6) 土木実施(詳細)設計業務

土木実施(詳細)設計業務に要する業務の内容は、下表に掲げる内容とする。なお、基本(予備)設計で定められた形状、寸法、規模、構造等の基本的事項に基づき、関連する施設の構造、形状、寸法等を考慮しつつ計画を行い、工事の発注と施工に必要な設計図書を作成する。

| 業務内容 |
|---------------------------------|
| 敷地造成設計 |
| 擁壁設計 |
| 道路拡幅基本設計(道路付帯構造物、仮設構造物、用排水各種設計) |
| 配水ポンプ移設基本設計 |
| 雨水貯留施設設計 |
| 雨水排水設計 |
| 汚水排水設計 |
| 施工計画、仮設計画 |
| 積算数量算出書、工事費算出 |
| 設計図書作成 |
| 実施設計説明書 |

(7) 積算業務

積算業務に要する追加業務の内容は、下表に掲げる内容とする。

| 項目 | 業務内容 |
|--------|--|
| 工事費の積算 | 実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく工事に通常要する費用を積算し、以下の図書を作成する。 なお、コスト縮減等検討資料の作成を行う。 ・積算数量算出書 ・単価作成資料 ・見積徴収(見積検討資料) ・工事費内訳書 |

(8) 手続きに関する業務

手続きに関する業務の内容は下表に掲げる項目とする(各種申請手数料の納付は含まない)

| 項目 | 業務内容 |
|-----------------|--|
| 建築確認申請等の手続き | 作成した図書に基づき、建築確認申請及び事前協議申請等の手続きを行う。 |
| 構造計算適合性判定の手続き | 建築基準法に基づく構造計算適合性判定に係る手続きを行う。 |
| 開発許可申請の手続き | 都市計画法に基づく、事前協議及び、許可申請等の手続きを行う。 |
| 建築制限等緩和申請の手続き | 都市計画法に基づく、事前協議及び、緩和申請等の手続きを行う。 |
| 省エネ適合性判定の手続き | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省エネ適合性判定に係る手続きを行う。 |
| 高さ制限緩和の手続き | 都市計画法に基づく、高さ制限緩和による事前相談、都市計画審議会及び公聴会に必要な資料の作成を行う。 |
| 各種法令、条例等申請、届出業務 | 施設建設に必要な関係法令及び条例に基づく各種申請、届出等に伴う事前協議並びに申請、届出等の手続きを行う。 |
| 手数料等の概算 | 施設建設に必要な各種申請・届出等に必要な手数料の算定を行う。(基本設計時) |

(9) その他業務

1) 標準外業務(基本設計)の内容は下表に掲げる項目とする。

| 項目 | 業務内容 |
|---------------|---|
| 地質調査の協力支援 | 本市が実施する地盤調査への助言・協力支援を行う。 |
| 建築高さの検証 | 高度地区の高さ制限(15m)が適用されていることを踏まえ、当該制限内での建物高さの計画成立の可否について、義務教育学校として必要な機能の確保、敷地条件、安全性、動線計画、運動場確保等の観点から総合的に検証を行うこと。 その結果、当該高さ制限内では教育環境の確保または施設機能の維持に支障が生じると合理的に判断される場合には、必要最小限の範囲において高さについて検討を行う。なお、この場合においては、以下の事項を整理した検討資料を作成する。 ・高さ制限内の計画案と高さ制限緩和案との比較(機能性・コスト・工期等) ・周辺環境への影響(日影・景観等) ・高さ緩和の必要性及び合理性の説明 |
| 法規制による検討 | 日影規制、斜線制限による検討した資料の作成を行う。 |
| ZEB化の検討 | 「ZEB Oriented」以上を目標とした、グレード別イニシャルコスト、ランニングコストの比較検討資料の作成を行う。 |
| エコスクール認定取得の検討 | エコスクール認定取得に向けた検討を行い、協議に必要な資料を作成し協力支援を行う。 |
| 建築デザインの検討 | 本市の歴史、風土、景観に配慮したデザイン検討資料の作成を行う。 |
| 外構計画の検討 | 外構(雨水排水、囲障、防球ネット、運動場、駐車場等)の計画を行う。 御所小学校敷地:日常用屋外運動場(授業等で使用) 御所中学校敷地:多目的屋外運動場(部活動や行事等で使用) |
| 透視図の作成 | 鳥瞰図1枚、外観図2枚、内観図3枚の作成を行う。 |
| 模型製作 | 完成予想模型の製作を行う。 |
| 概略工事工程表の作成 | 義務教育学校の開校及び御所小・中学校敷地の既存施設除却までの概略工事工程表の作成を行い、工期短縮方法の検討を行い提案する。 |
| 工事手順図の作成 | 児童生徒・学校関係者・工事の動線、各設備切り替え手順を考慮した工事手順図の作成を行う。※御所小学校敷地東側に工事車両進入路のための借地を予定している。 |

2) 標準外業務(実施設計)の内容は下表に掲げる項目とする。

| 項目 | 業務内容 |
|------------------|---|
| 電波障害調査 | 予定建築物による電波障害の調査を行い、電波障害予測調査報告書の提出を行う。 |
| 学校用家具の提案書作成 | 学校用家具(机、書棚、備品等)について児童生徒、教職員が快適に学校生活を送るための施設にあった計画とし、提案書の作成を行う。なお、造り付け家具等は設計業務に含まれる。 |
| 厨房機器の提案書作成 | 厨房機器の導入について提案書の作成を行う。 |
| 3DCG 動画の作成 | 完成予想 3DCG 動画(外観、内観 計3分以上)の作成を行う。 |
| 住民説明会等に必要な資料の作成 | 住民説明会等に必要な資料の作成、説明会への出席、記録簿作成、必要に応じて資料説明を行う。 |
| 国庫補助申請に係る資料の作成支援 | 国庫補助申請に必要な資料の作成を行う。 |
| 設計業務関連 | 本仕様書以外の設計業務についても設計を進める上で必要な業務は適宜実施するものとする。 |

(10) 打合せ協議

- 1) 発注者と綿密な打合せ(2回/月の定例会議を設ける等)を重ね、意向を十分に汲み取り、可能な限り設計に反映すること。
- 2) 管理技術者は初回、中間(適宜)、最終協議、納品時に立ち会うこと。建築(総合)主任担当技術者はプロジェクトマネジャーとして業務全般にわたる業務の実施に努め、発注者との窓口を務めるとともに毎回協議に参加することとし、その他技術者は、必要に応じて協議に参加すること。
- 3) 受注者は打合せ後、1週間以内に打合せ記録簿を作成し発注者へ都度提出すること。

(11) 照査による報告

業務の実施にあたり、照査技術者(建築:一級建築士、土木:技術士(総合技術監理部門(建設)もしくは建設部門))を選任して建築、土木設計業務について照査を適切に実施しなければならない。

照査技術者は、業務の節目及び業務が完了したときに、その成果について照査を行い、段階ごとに照査報告書をとりまとめ、管理技術者に提出するとともに、発注者に提出するものとする。

(12) 適用基準等

本業務に国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準等(最新版)を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の設計内容が技術基準に適合するよう業務を実施しなければならない。

a. 共通

- ・官庁施設の基本的性能に関する技術基準(最新版)
- ・環境配慮型官庁施設設計計画指針(最新版)
- ・建築設計業務等電子納品要領(最新版)
- ・公共建築設計業務委託共通仕様書(最新版)
- ・官庁施設の基本的性能基準(最新版)
- ・官庁施設の総合耐震計画基準(最新版)
- ・官庁施設の環境保全性に関する基準(最新版)
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(最新版)
- ・省エネルギー建築設計指針(最新版)
- ・公共建築工事標準単価積算基準(最新版)
- ・建築工事における建設副産物管理マニュアル(最新版)
- ・小学校施設整備指針(最新版)
- ・中学校施設整備指針(最新版)
- ・学校給食衛生管理基準(最新版)
- ・大量調理施設衛生管理マニュアル(最新版)

b. 建築

- ・建築物解体工事共通仕様書(最新版)
- ・建築工事設計図書作成基準(最新版)
- ・敷地調査共通仕様書(最新版)
- ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(最新版)
- ・建築設計基準(最新版)
- ・建築構造設計基準(最新版)
- ・建築工事標準詳細図(最新版)
- ・擁壁設計標準図(最新版)
- ・構内舗装・排水設計基準(最新版)
- ・表示・標識標準(最新版)

c. 建築積算

- ・公共建築工事積算基準(最新版)
- ・公共建築工事標準歩掛り(最新版)
- ・公共建築工事共通費積算基準(最新版)
- ・公共建築数量積算基準(最新版)
- ・公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)(最新版)
- ・公共建築工事見積標準書式(建築工事編)(最新版)

- ・営繕工事積算チェックリスト(建築工事編)(最新版)

d. 設備

- ・建築設備工事設計図書作成基準(最新版)
- ・電気通信設備工事共通仕様書(最新版)
- ・排水再利用・雨水再利用システム計画基準
- ・建築設備・昇降機耐震設計・施工指針(国土交通省住宅局建築指導課)
- ・建築設備計画基準 (最新版)
- ・建築設備設計基準 (最新版)
- ・建築設備設計図書作成基準(最新版)
- ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (最新版)
- ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (最新版)
- ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (最新版)
- ・公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) (最新版)
- ・建築設備耐震設計・施工指針(最新版)
- ・建築設備設計計算書作成の手引(最新版)

e. 設備積算

- ・公共建築工事積算基準(最新版)
- ・公共建築工事標準歩掛り(最新版)
- ・公共建築設備数量積算基準 (最新版)
- ・公共建築設備工事内訳書標準書式(設備工事編)(最新版)
- ・公共建築設備工事見積標準書式(設備工事編)(最新版)

3 検査

本業務が完了した時は完了届を提出するとともに、成果品を提出し発注者の検査を受けること。なお、業務完了期限前であっても、発注者があらかじめ成果品の提出期日を指定した場合には、その指定する期日までに、その時点における成果品を提出し、検査を受けなければならない。

4 成果品及び提出部数

成果品提出に係る留意事項及び成果品、提出部数等については基本的に以下に示すものとするが、成果品の詳細や部数は発注者と事前協議により決定すること。ここに定めがないものについては、発注者の指示によるものとする。

(1) 建築基本設計・実施設計業務の成果品

- 1) 基本設計業務の成果物及び提出部数は下表による。

別表 1 (基本設計成果品リスト)

| 成果品 | 部数等 | 電子データ |
|---------------------------|------|-------|
| 設計業務実施計画書 | 1部 | ○ |
| 基本設計方針説明書 | 1部 | ○ |
| 基本設計図(別表2に掲げる基本設計成果図書) | 1式 | ○ |
| 透視図(鳥瞰図1枚、外観図2枚、内観図3枚) | 原図1式 | ○ |
| 工事費概算書及び総事業費概算書(年度割額含む) | 1部 | ○ |
| 各種申請図書(各種申請、手続等に関する図書) | 1式 | ○ |
| 基本設計書(A3版横・カラー) | 1部 | ○ |
| 基本設計書 概要版(A3版横・カラー) | 1部 | ○ |
| 照査報告書 | 1部 | ○ |
| 完成予想模型(縮尺、材質は協議による) | 1式 | ○ |
| 打合せ協議簿 | 1式 | ○ |
| その他発注者が必要と指示した資料 | 1式 | ○ |
| 電子データ(成果品の電子データを収めたCD-R等) | 1式 | — |

別表 2 (基本設計成果図書)

| 設計の種類 | 成果図書 |
|------------|---------------------|
| 総合 | 計画説明書(各法令検討含む) |
| | 仕様概要書 |
| | 仕上概要書 |
| | 面積表及び求積図 |
| | 敷地案内図 |
| | 配置図(外構計画等周辺整備計画含む) |
| | 平面図(各階) |
| | 立面図 |
| | 断面図 |
| | 矩計図 |
| | 仮設計画図 |
| | 建設スケジュール計画図(移転計画まで) |
| | 透視図 |
| | 工事費概算書 |
| 追加業務に係る報告書 | |

| | | |
|-----|---------|-----------------------|
| 構造 | | 構造計画説明書 |
| | | 構造設計概要書 |
| | | 工事費概算書 |
| 設備 | 電気設備 | 電気設備計画説明書 |
| | | 電気設備概要書 |
| | | 工事費概算書 |
| | | 各種技術資料 |
| | 給排水衛生設備 | 給排水衛生設備計画説明書 |
| | | 給排水衛生設備設計概要書 |
| | | 工事費概算書 |
| | | 各種技術資料 |
| | 空調換気設備 | 空調換気設備計画説明書 |
| | | 空調換気設備設計概要書 |
| | | 工事費概算書 |
| | | 各種技術資料 |
| | 昇降機等 | 昇降機等計画説明書 |
| | | 昇降機等設計概要書 |
| | | 工事費概算書 |
| | | 各種技術資料 |
| その他 | | 上記成果図書以外で本計画に必要なその他図面 |

※「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。

※縮尺については、発注者と協議し決定すること。

2) 実施設計業務の成果物及び提出部数は下表による。

別表 3 (実施設計成果品リスト)

| | 成果物等 | 部数等 | 電子データ |
|-----------------------|--|----------|-------|
| 設計業務実施計画書 | 設計委託概要、業務工程表 | 1部 | ○ |
| 設計図書(別表4に掲げる基本設計成果図書) | 製本 見開きA1 製本 見開きA3 | 1部 3部 | ○ |
| 積算図書 | 積算数量算出書(単価代価書含む) 見積比較検討書(見積徴収含む) 単価作成資料 工事費内訳書(金入り・金抜き) 年度別工事費内訳書 概略工事工程表 | 1部 | ○ |

| | | | |
|------------------------------|---------------------------------|----|--------|
| 計算書 | 構造計算書 設備設計計算書 | 1部 | ○ ○ |
| 申請・届出等 | 各種申請、手続等に関する副本又は控え、 計算書等関係書類 | 1部 | ○ |
| 電波障害 | 電波障害予測調査報告書 | 1部 | ○ |
| 照査報告書 | 照査報告書 | 1部 | ○ |
| 完成予想 3DCG 動画 | 外観、内観 計 3 分以上の動画 | 1式 | ○ |
| 打合せ協議簿 | 打合せ協議簿 | 1式 | ○ |
| CAD データ | JW_CAD (.jww) | 1式 | ○ |
| 設計書 | EXCEL (建築、電気、設備様式統一) | 1式 | ○ |
| その他発注者が必要と指示した資料 | | 1式 | ○ |
| 電子データ (成果品の電子データを収めた CD-R 等) | | 1式 | - |

別表 4 (設計図書内訳 (標準))

| 図面 | | 備考 |
|----------|-------------------------|------------------------|
| 意匠設計図 | 表紙 | 縮尺については、発注者と協議し確認すること。 |
| | 図面目録 (リスト) | |
| | 特記仕様書 | |
| | 案内図 | |
| | 敷地求積図 | |
| | 配置図 | |
| | 仕上げ表 | |
| | 面積表・求積図 | |
| | 平面図 (各階) | |
| | 立面図 (各面) | |
| | 断面図 | |
| | 矩形図 | |
| | 詳細図 (平面詳細図、断面詳細図、部分詳細図) | |
| | 展開図 | |
| | 天井伏図 | |
| | 建具キープラン | |
| 建具表・建具姿図 | | |
| 家具表 | | |
| サイン計画図 | | |

| | | | |
|--|---------|--|------------------------|
| | | 工作物等詳細図 外構平面図(サイン計画を反映すること) 外構詳細図 植栽図 解体図 仮設計画図 工程表(計画) 各種計算書 各種比較検討書 確認申請手続き等に必要な書類 | |
| | 構造設計図 | 仕様書 基礎・基礎梁伏図 各階伏図 軸組図 断面リスト 標準詳細図 各部詳細図 基礎配筋図 各部配筋図 鉄骨詳細図 部材リスト 構造計算書 各種計算書 各種比較検討書 確認申請手続き等に必要な書類 | 縮尺については、発注者と協議し確認すること。 |
| | 電気設備設計図 | 電気 表紙 図面目録 特記仕様書 案内図(建築図に準ずる) 配置図(建築図に準ずる) 受変電設備図(結線図、機器配置図、側面図) 発電設備図(結線図、機器配置図、側面図) 幹線図、系統図 各階電灯設備配線図 照明器具姿図 | 縮尺については、発注者と協議し確認すること。 |

| | | | |
|---------|--------------|--------------------------|------------------------|
| | | 分電盤回路図・姿図(結線図含む) | |
| | | 動力設備配線図 | |
| | | 分電盤、制御盤、操作盤、回路図・姿図 | |
| | | 弱電設備系統図(電話・情報通信・校内LAN) | |
| | | 弱電設備配線図(拡声、時刻表示、テレビ、その他) | |
| | | 火災報知器設備図、配線図・系統図 | |
| | | 避雷針設備図 | |
| | | 屋外設備図 | |
| | | 各種計算書 | |
| | | 各種比較検討書 | |
| | | 確認申請手続き等に必要書類 | |
| 機械設備設計図 | 給排水、衛生、消火、ガス | 表紙 | 縮尺については、発注者と協議し確認すること。 |
| | | 図面目録 | |
| | | 特記仕様書 | |
| | | 案内図(建築図に準ずる) | |
| | | 配置図(建築図に準ずる) | |
| | | 各階配管平面図 | |
| | | 便所、ポンプ室、機械室平面図、断面詳細図 | |
| | | 系統図 | |
| | | 器具取付詳細図 | |
| | | 器具表 | |
| | | 屋外設備図 | |
| | | 各種計算書 | |
| | | 各種比較検討書 | |
| | | 確認申請手続き等に必要書類 | |
| | 空調 | 表紙 | 縮尺については、発注者と協議し確認すること。 |
| | | 図面目録 | |
| | | 特記仕様書 | |
| | | 案内図(建築図に準ずる) | |
| | | 配置図(建築図に準ずる) | |
| | | ダクト配管各階平面図 | |
| | | ダクト配管系統図 | |
| | | 機械室平面図、断面詳細図 | |
| | | 各階詳細図 | |
| 機器類姿図 | | | |

| | | | |
|----------|------|-------------------|------------------------|
| | | 自動制御盤平面図、系統、各部結線図 | |
| | | 屋外設備図 | |
| | | 各種計算書 | |
| | | 各種比較検討書 | |
| | | 確認申請手続き等に必要な書類 | |
| 昇降機設備設計図 | 昇降機 | 表紙 | 縮尺については、発注者と協議し確認すること。 |
| | | 図面目録 | |
| | | 特記仕様書 | |
| | | 案内図(建築図に準ずる) | |
| | | 配置図(建築図に準ずる) | |
| | | 平面図 | |
| | | 工事区分表 | |
| | | 仕様一覧表 | |
| | | 据付図 | |
| | | カゴ室内意匠図 | |
| | | 乗場詳細図 | |
| | | 平面詳細図 | |
| | | 出入口詳細図 | |
| | | 昇降路断面図 | |
| | | 各種計算書 | |
| 各種比較検討書 | | | |
| | | 確認申請手続き等に必要な書類 | |
| 厨房設備設計図 | 厨房設備 | 表紙 | 縮尺については、発注者と協議し確認すること。 |
| | | 図面目録 | |
| | | 特記仕様書 | |
| | | 案内図(建築図に準ずる) | |
| | | 配置図(建築図に準ずる) | |
| | | 厨房機器配置平面図 | |
| | | 厨房機器リスト | |
| | | 各部詳細図 | |
| | | | |

※ 不適合が生じた場合は、発注者と十分協議すること。

※ 設備図の縮尺については、建築に準じること。

※ 電子データは発注者の求めに応じて、随時提出すること。

※ (1)積算数量調書の作成は発注者と十分協議すること。

(2)建築工事と設備工事の工事区分等について

1)建築工事と設備工事の工事区分については、必ず事前に発注者に確認し、記入漏れのないよう注意すること。

2)積算調整、補足説明等による変更についても、工事区分に関する事は発注者に連絡すること。

※ 詳細については、上記表を標準に発注者と協議するものとする。

(2) 土木基本・実施設計業務の成果品

■土木基本・実施設計成果品リスト

| 成果物等 | 部数等 | 電子データ |
|---------------------------|-----|-------|
| 測量調査成果(路線測量、縦横断測量成果一式) | 1部 | ○ |
| 設計業務成果概要書 | 1部 | ○ |
| 各種設計図面 | 1部 | ○ |
| 構造計算書 | 1部 | ○ |
| 流量計算書 | 1部 | ○ |
| 流域図 | 1部 | ○ |
| 土工量計算書 | 1部 | ○ |
| 各種作業数量計算書 | 1部 | ○ |
| 施工計画書 | 1部 | ○ |
| 概算工事費 | 1部 | ○ |
| 工事費明細書 | 1部 | ○ |
| 施工検討書 | 1部 | ○ |
| 関係機関との協議資料 | 1部 | ○ |
| 打合せ記録簿 | 1部 | ○ |
| 照査報告書 | 1部 | ○ |
| 成果納品書 | 1部 | ○ |
| 業務報告書 | 1部 | ○ |
| その他収集、調査した資料及び必要と認められる資料 | 1式 | ○ |
| CADデータ(JW_CAD .jww) | 1式 | ○ |
| 電子データ(成果品の電子データを収めたCD-R等) | 1式 | — |

(3) 成果品提出に係る留意事項

- 1) 本業務の成果品の著作権及び所有権は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。
- 2) 設計図書等に疑義が生じた場合や仕様書に定めていない事項があれば、速やかに発注者と協議して定めるものとする。
- 3) 成果品の目次、名称や内容、様式、体裁等の詳細は、発注者と事前協議により決定すること。
- 4) 綴りは適宜分冊し、背表紙及びインデックスを用いて分かりやすくまとめること。また、業務種目、工事科目等により分かりやすく整理し、目次や図面番号、インデックス等を適宜付けること。

- 5) 納品するCD-R、DVD-Rにはタイトルを記載するとともに、内部のデータについても紙媒体と同じタイトルを付したフォルダやファイル名を作成し、焼き付けること。
- 6) 電子成果品については最新のウイルス定義データを用いてウイルスチェックを行い、安全であることを確認すること。
- 7) 受注者は、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき事由による成果品の不良箇所が発見された場合は、無償で速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。
- 8) 成果品の引渡し後であっても、当初設計に関する疑義が生じたときは、発注者と協議し、受注者は原則として無償で疑義に対する回答書を作成すること。

5 その他

本業務における受注者の成績評価が良好以上である場合は、本業務の成果品をもって実施する各種工事における工事監理業務を本業務の受注者と随意契約により締結する予定である。ただし、本業務の受注者との随意契約を確約するものではなく、工事監理業務の実施を継続できない事由が生じたときはこの限りではない。